

各県立高等学校長 様
各県立中等教育学校長 様

教 育 長

令和5年4月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について（通知）

このことについて、別添のとおり、令和5年3月17日付け4文科初第2507号文部科学省初等中等教育局長通知「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」により、学校におけるマスクの取扱い等の留意事項等及び改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示されました。

また、本県においては、令和5年2月20日付け高第3995号教育長通知「令和5年3月31日までの間の県立高等学校等の教育活動等について」によりお知らせしたとおり、令和5年2月20日決定の「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、令和5年3月13日から5月7日までは、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等の基本的な感染防止対策を徹底するとともに、マスクの着用については、「個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する」ことを呼びかけること、また、受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスクを着用すること、混雑した電車やバスへの乗車時はマスクの着用を推奨することや、人が集まる場所での感染対策の徹底を図っていくこととされています。

については、「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」を改訂するとともに、令和5年4月1日以降の教育活動等について、次のように対応することとしましたので、各学校においては、引き続き基本的な感染防止対策を講じながら、通常の実施活動を実施するようお願いします。

引き続き効果的な換気の徹底等の基本的な感染防止対策を講じながら通常の実施活動を実施する。

- ・公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、各学校の実情に応じて、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の実施時間及び時間数で実施する。

ア 基本的な対応について

- 生徒、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めないこととする。
- 次の場面においては、生徒、教職員のいずれにもマスクの着用を推奨する。
 - ・登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合
- 感染不安があるなど、様々な事情により、マスクの着用を希望する生徒等がいることから、生徒にマスクの着脱のいずれも強いることのないようにする。
- マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、生徒に対し適切に指導する。

- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 別紙1に基づき、一定の感染防止対策を講じながら実施する。

ウ 部活動について

- 別紙2に基づき、一定の感染防止対策を講じながら実施する。

エ 入学式について

- 式場の換気等の基本的な感染防止対策を講じた上で実施する。
- 参列者に対し、式典全体を通じてマスクの着用を求めないこととする。
- 国歌や校歌等を歌う際は、可能な限り間隔をあけることとする。

オ 令和5年5月8日以降の対応について

- 新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に位置付けられる予定とされている令和5年5月8日以降の県立学校における教育活動の実施については、今後の国の動向等を踏まえて検討し、通知する。

【教育活動等に係る具体的な対応】

- 1 基本的な感染防止対策の実施について
 - 令和5年4月1日から5月7日までの間の教育活動の実施に当たっては、別添の「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン（令和5年3月20日版）」に基づき、効果的な換気の徹底等の基本的な感染防止対策を講じること。
 - 教室、職員室、部活動の活動場所等（機械換気が実施されている場合を除き）においては、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を徹底すること。
 - 生徒に対して、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
 - 感染リスクが高い飲食の場面においては、換気を徹底するとともに、近い距離で大きな声で話さないなどの対応を促すこと。
 - 生徒、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めないこととする。ただし、次の場面においては、生徒、教職員のいずれにもマスクの着用を推奨すること。
 - ・登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合
 - 感染不安があるなど、様々な事情により、マスクの着用を希望する生徒等がいること、また、健康上の理由によりマスクを着用できない生徒もいることから、生徒にマスクの着脱のいずれも強いることのないようにすること。
 - マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、生徒に対し適切に指導すること。
 - 出席停止等の扱いについては、「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン（令和5年3月20日版）」に基づき対応すること。

2 学習活動及び生徒の主体的な活動について

- 令和5年4月1日から5月7日までの間の学習活動及び生徒の主体的な活動の実施に当たっては、別紙1「県立高等学校等における令和5年4月1日以降の授業実施上の留意事項」及び別紙2「県立高等学校等における令和5年4月1日以降の部活動実施上の留意事項」に基づき、適切に取り扱うこと。

3 学校行事について

(1) 入学式について

- 式場の換気等の基本的な感染防止対策を講じた上で実施すること。
- 参列者に対し、式典全体を通じてマスクの着用を求めないこととする。
- 国歌や校歌等を歌う際は、可能な限り間隔をあけることとする。
- 様々な事情により感染への不安のある生徒、マスクを着用したい生徒もいることを踏まえ、生徒にマスクを外すことを強いることがないよう十分に配慮して指導すること。
- マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、生徒に対し適切に指導すること。

(2) その他の学校行事について

- 修学旅行等をはじめとした宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況等を見極め、判断すること。
- 学校説明会等の実施に当たっては、生徒と外部の参加者等が直に接する場面における感染リスク低減のため、換気を徹底する、近い距離で大きな声で会話することは控えるなど、基本的な感染防止対策を講じた上で実施すること。

4 感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染状況への不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染状況への不安から登校を控える生徒などのやむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者相当となったために登校できない生徒と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、
 - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
 - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

- ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して行う学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

5 心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について

- 心のケアについては、生徒の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、生徒の見守りを行うこと。また、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

6 PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、基本的な感染防止対策を講じながら行うこと。

7 学校施設開放について

- 学校施設開放については、県民の健康的な生活を維持するため、基本的な感染防止対策を講じながら行うこと。

8 教職員の健康管理及び感染防止対策の徹底について

- 教職員の感染防止に向け、職員室等における基本的な感染防止対策を講じること。

9 教育活動外の生徒の行動について

- 放課後や休日等教育活動外の生徒の行動については、令和5年3月13日以降は、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等の基本的な感染防止対策を徹底しながらも、マスクの着用については、「個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する」とされたこと、また、受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスクを着用すること、混雑する公共交通機関においてはマスクを着用するよう推奨されていることなど、市民生活に求められる基本的な感染防止対策について指導すること。

問合せ先

【通知全般に関することについて】

高校教育課教育課程指導グループ 石塚、小野 電話(045)210-8260 (直通)

【保健管理等に関するガイドラインに関することについて】

保健体育課保健安全グループ 岡本、菅沼 電話(045)210-8311 (直通)

【部活動（運動部）に関することについて】

保健体育課学校体育指導グループ 藤田、桐原 電話(045)210-8312 (直通)

【部活動（文化部）に関することについて】

高校教育課高校教育企画室高校教育企画グループ
青木、坂野 電話(045)210-8254 (直通)

【生徒の心のケアに関することについて】

学校支援課県立学校生徒指導グループ 高橋、細田 電話(045)210-8295 (直通)

【PTA活動に関することについて】

生涯学習課社会教育グループ 奈良橋、藤原 電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課企画推進グループ 藤野、石田由 電話(045)210-8342 (直通)